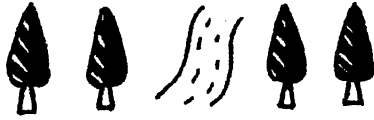


STOP! THE ハッ場ダムニュース

— やんば —



IN 埼玉

No.25 2009.7.11

● ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子 ●

いよいよ
証人尋問!

埼玉県水利問題で嶋津暉之さん証言台へ!

かの若山牧水が吾妻溪谷周辺のすさまじい工事現場を目にしたら、意に反する数々の行為に大いに怒ることでしょう。観光客は、緑深き山々、美しい自然とかけ離れた巨大土木工事にとまどい、ここにダムが出来ることを聞いて驚いています。

そんな現地、群馬県の前橋地裁で「ハッ場ダム建設への負担金の差止めを求める」住民訴訟の判決が6月26日にありました。現地を視察した裁判官に少しの期待を持ったものの、東京と同様に行政の裁量が無制限に認めた判決で、原告敗訴となりました。ショックの冷めない30日には水戸地裁での判決がありました。これまた申し合わせたような内容で原告敗訴でした。これらの不当な判決に司法の在り方や裁判官に不信感を覚え、住民訴訟こそ裁判員制度が必要だという声が上がりました。

埼玉でも証人尋問期日が決まり、いよいよ水利について原告の嶋津暉之さんがパワーポイントを利用して証言します。水余りの時代にムダなダムは必要ありません。その根拠を力説してくれることでしょう。行政よりの判決にならないよう、今一度、私たち埼玉県民がこの裁判でなにを勝ち取ろうとしているのかを思い起こし、裁判を見守って下さい。

第23回裁判期日 9月2日(水) 午前11時～午後5時 さいたま地裁105号法廷 (昼食をはさみます)

また、埼玉県議への働きかけとして6月9日に「民主党・無所属の会」の8人の県議と意見交換会を行いました。当会からは①裁判の経過と現状、②現地の工事状況と今後の見通し、ダム中止後の地域再生・生活再建法案骨子など ③埼玉県特有の問題として暫定水利権、滝沢ダムの地すべり問題、玉淀ダムの撤去運動など。県議からは雨水利用に関する調査報告や国直轄事業費の県負担金問題などについて報告や問題提起があり、意見交換を行いました。そして、今後も意見交換をしていくことを確認しました。

衆議院議員選挙も近付き、民主党はじめ野党はマニフェストにハッ場ダム中止を盛り込み、無駄な公共事業からの撤退を訴えています。5年にわたるハッ場ダムをストップさせる活動が大きな世論となり、この運動の大きな前進になったと実感しています。ハッ場ダムを止めるにも政権交代を実現しましょう。

(大高文子)

第22回口頭弁論期日のご報告

弁護士 野本夏生

ハツ場ダム埼玉訴訟は、6月17日水曜日の午前11時から口頭弁論期日が開かれました。今回の期日では、この1年間近くをかけて、国土交通省に調査嘱託をしたり、あるいは被告埼玉県に釈明を求めるなどして苦労して入手したデータをもとに、国交省が行う1/10渇水年における利根川からの供給可能量の計算がいかにか不合理なものであるかを明らかにする準備書面を提出しました。

国交省の計算のおかしな点はいくつも指摘できるのですが、例えば、上中流部で取水した水はその大部分は下流で戻ってくるものなのですが、国交省はこの還元量を著しく小さく見積もっています。また、利根川の下流には大きな支川があり、栗橋地点の確保流量を考える場合、これら支川から流れ込む水量も考慮すべきですが、国交省はそれらの支川流入量を無視しています。計算の中にこうした細工がいくつも重ねられ、一定の流量を維持するにはダムからの相当量の補給が必要で、そのためには新規のダムが必要だという論法に使われている訳です。この準備書面、なかなかの力作となっていますので、ぜひホームページの方をご覧ください。

さて、埼玉訴訟の進行ですが、今回、ようやく証人の採否が決定しました。埼玉では、利水以外のテーマについては他地裁で行われた証人尋問調査書を活用させていただくこととし、利水に絞って原告側から1名、被告側から1名の尋問が行われることになりました。9月1日の午前11時から午後5時まで、お昼休みを挟んで4時間の中で、原告・被告双方の証人の尋問を行うこととなります。原告側では、他地裁でも証人としてフル稼働されている嶋津さんに証言をしていただく予定です。

いよいよ埼玉訴訟も大詰めです。ぜひとも、多くの皆さまの傍聴をお願いします。

▼朝日新聞（朝刊）2009年7月2日より

民主「無駄削減」を例示 ハツ場ダム・アニメの殿堂

民主党は1日、衆議院の「フェースト（激突的）」で打ち出す削減案をめぐり、環境に絞った後の1年間で、川（熊本県、ハツ場（群馬））の両ダム建設を中止し、国庫事業を凍結する。政府の09年度補正予算に計上された「アニメの殿堂」は、打ち切りを凍結。補助金を打ち切り。無駄にかい削減により、1兆円の削減額をめざす。

同様の削減では、政府交代した後、また「アニメの殿堂」や官公庁の施設整備費を盛り込んだ09年度補正予算の執行を凍結する。

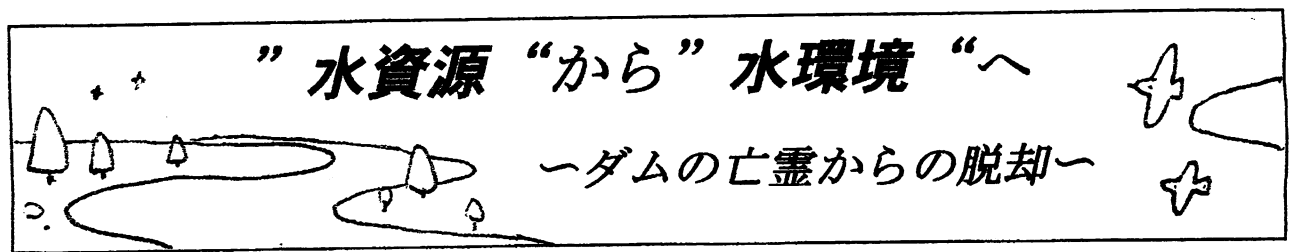
また10年度以降4年間で国庫事業を半減するなど、8兆円の削減額のうち1兆円を削減し、公費削減の削減額を半減し、削減額を半減する見込み。

さらに、国庫公費の天下り先の抜く削減・公務員人への削減や、不要な法人を削減する。削減による補助金の削減もめざす。水田が削減されることにより、全体の削減額は「無駄」を削減する。

山辺川ダムは暫定代執行が代執行に中止され、ハツ場ダムは昨年8月、群馬県で山代代表が選挙を強要して「無駄な公共事業を中止する」と宣言。他のダム事業も見直し、人口増や水需増大を前提とした施設整備を凍結する。

削減は、今年4～6月、09年度当初予算の事業を凍結し

○川辺川ダム（熊本）	3800億円	国庫投入額の半減を含む
○ハツ場ダム（群馬）	4800億円	削減額を半減
○減反関係補助金	2000億円	
○アニメの殿堂「メディア芸術総合センター」建設費	117億円	
○緊急人材育成支援事業	7000億円	
○農地集積加速化事業	3000億円	
○官公庁施設整備費	2.9%	
○河津水産作戦センター用送信所（神埼）	36億円	



富永 靖徳

最近、地球規模の気候変動の文脈の中で、水不足と水資源の確保ということが話題になっています。日本でも将来を見据えて水資源を確保する戦略が必要で、そのためには、ダムが必要だという宣伝がされてきました。しかし、よく考えてみると「ほんとに水は資源なのか?」、「水を資源とっていいのだろうか?」、「水が資源だという認識で問題が解決するのだろうか?」という、基本的な疑問があります。石油は明らかに資源です。消費すると石油ではなくなってしまうからです。しかし、地球上の水はどんなに利用しても（消費しても?）、石油のようになくなることはありません。全体としては、ほとんど変わらない量が循環しているはずですが。現在の危機的な問題は、水資源の枯渇ではなくて、水の存在が地球上で極端に偏在していることにあります。特に、人が生活している場所での水の環境が急速に変化しているのが問題なのです。

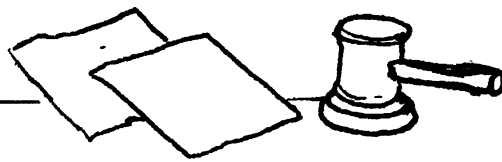
水を「資源」と考えると、必ず「開発・確保」という発想になります。開発のつぎには争いが待っています。最悪の事態では、水のための戦争が起こるかもしれません。最近の石油の利権をめぐる争いをみれば、水のための戦争があながち絵空事ではなくなりました。

ところが、水は「環境」だと考えると、状況が一変すると確信しています。生命は地球規模の「水の循環」と、自身の中の水の循環によって支えられていることは周知の事実です。生命の維持に水が必要だといっても、これは、水を「消費」するのではなく、水の「循環」が必須だということなのです。

日本の場合、千数百年に亘り良好な水環境を支えてきたのは、森林と河川と水田の有機的な連携だったわけです。この事はあまりにも当たり前だったので、ここ半世紀の経済発展と効率化の前にすっかりみんなの頭の中から忘れ去られてきました。その結果、水田も森林もすばらしい天然のダムであることを忘れて、いたずらにコンクリートのダムをつくり、護岸と称して河川をコンクリートで固めてきたのが経済発展の結果です。経済が行き詰まった今こそ、かつての絶妙な人と自然の連携を思い出して、智慧を結集して良好な水の循環システムを復活し、人を含めて多様な生き物の環境を改善・維持していくことが望まれています。水も人間も含めて、すべて地球環境の一部であるという発想の転換が必要です。

「水資源機構」という組織があるくらいですから、水を資源と言われても、何の違和感もないのは当然かもしれません。しかし、ほんとに水を「資源」と考えていいのだろうか、一度は考えてみて下さい。空気を資源と考える人はいないでしょう。水を資源と考えるか水を環境と考えるかで、単に言葉の言い換え以上の大きな力を持ちます。水資源という言葉に代わって、水環境、水循環という考え方が広く定着すれば、ダムの亡霊から脱却できると確信しています。

前橋地裁と水戸地裁の判決について



嶋津 暉之

6月26日に前橋地裁で、6月30日に水戸地裁で判決がありました。いずれもまことに残念ながら、5月11日の東京地裁に続いて、住民側の全面敗訴でした。

前号で河登一郎さんが報告されたように、最初の東京地裁の判決が最悪でした。判決文はいずれの箇所も東京都の主張はOKという結論があつて、その理由付けのために理屈を捏ね回して、時には悪意をもって曲解して書かれており、どうしようもないものです。被告の主張にないことまでも取り上げて、原告の主張を攻撃しており、国交省の役人が書いたのではないかと思ってしまうような判決文でした。

この判決を下した定塚誠裁判長は4月に最高裁事務総局の情報政策課長に栄転しています。これは事務総局の課長職ではNo.2のポストです。東京地裁に来る前も最高裁の行政局第一・第三課長など、事務総局にいた経歴が長く、彼自身は裁判官というよりも司法官僚です。だから、行政というお上に逆らう市民の言い分など、聞き入れる必要はないと思ったのでしょうか。そうとしか考えられないほどのひどい判決でした。

前橋地裁の判決（6月26日）

原告敗訴の言い渡しに若干のためらい

東京地裁判決との違いをあえて言えば、判決文の中で、「現時点においては群馬県における水需要が減少傾向にあることが窺われ、新たにダムを建設することなく必要な水を供給することは概ね可能であるとの見解にも理由があるとは思われるが」というリップサービスが付いたこと、危険性の部分は東京地裁判決よりは少し丁寧な答えていること、そして、現地視察をしたことについて次の文言があることでしょうか。

「八ッ場ダムの建設予定地は、吾妻溪谷等豊かな自然と美しい景観に恵まれているものであるが（当裁判所は、平成20年11月4日、現地における進行協議期日においてこれを確認した。）、しかし、政策上の提言としてはともかく、地方自治法に違反して違法であるということはできず、原告らの主張を採用することができない。」

東京地裁の判決はエリート司法官僚である定塚誠裁判長が書いたものであり、前橋地裁の判決は普通の裁判官である松丸伸一郎裁判長が書いたものですので、後者には原告敗訴を言い渡したことについて若干のためらいがあるように感じられます。しかし、全面敗訴に変わりはありません。

判決文でも触れざるを得ないほど、水需要の減少傾向と新規ダムの不要性は明白な事実なのですが、結局は被告の主張は裁量の範囲を逸脱しているとは言えないとして、私たちの主張を退けてしまいました。

水戸地裁の判決（6月30日）

東京地裁判決の影響を100%受けた判決

水戸地裁の判決文は、審理をしたといえるようなレベルのものではなく、ひどく手抜きをしたと思われる雑なものでした（他の二地裁の判決文も似たようなものですが）。たとえば水需要の予測が実績と乖離していることが明白であるのに、それについては「明らかに不合理とはいえない」という判断でおしまいでした。この「明らかに不合理とはいえない」を随所で連発し、高度な判断は避けて原告の主張を退けました。

今回の判決文を書いた合議体の坂口公一裁判長は弁護士任官で、訴訟指揮は丁寧であっただけに多少の期待を持ったのですが、まったくの期待はずれでした。坂口氏は今年4月に東京高裁に異動しており、判決の原案は左陪席の宇野遥子裁判官が書いたのかもしれない。この人は裁判官になったばかりと思われる若い裁判官です。このような裁判官にとって5月11日の東京地裁の判決はそれなりの影響があったのではないのでしょうか。そのことは、東京地裁判決の後、水戸地裁判決の言い渡し期日の連絡があったことからもうかがえるように思います。

東京地裁の判決を書いた定塚誠裁判長は今は最高裁事務総局の情報政策課長として、全国の地裁等の判決をチェックする立場になっているだけに、各地裁の裁判官は東京地裁の判決を意識せざるを得ないのではないのでしょうか。

今思えば、2年少し前に東京地裁で定塚誠氏が八ッ場ダム訴訟の担当裁判長になったこと自体が決して偶然の人事異動ではなく、八ッ場ダム裁判を念頭においた人事異動であったようにも思います。

今回の判決は あくまで通過点

八ッ場ダム訴訟の一審判決はあと、12月22日の千葉地裁判決、今年度末頃に予定されるさいたま地裁判決、宇都宮地裁判決があります。また、東京、群馬、茨城はこれから控訴審がはじまりますので、裁判はまだまだ長いたたかひが続きます。

一方、政治のほうでは7月の都議会議員選挙、9月までには行われる総選挙で八ッ場ダム事業にストップがかかる気運になってきています。

今回の三つの判決はあくまで、八ッ場ダムをストップさせ、地域の再生を進めていくための通過点でありますので、これからも頑張っていきたいと思えます。

「ダムの子を訪ね歩いて」



おとし、映画「水になった村」を作って、現在全国で公開しています。徳山ダムは15年関わっていて、北海道から熊本までダムの現場に通い、ずっと写真を撮ったり村の人と話したりを続けています。

僕自身が徳山村の下流の町の出身です。保育園の頃から徳山ダムのことは聞いていました。徳山ダムは32年前の計画ですが、洪水対策のためと言っていたのに最近洪水おこってないと思うのですが、今頃になって水の使い方を論議している状態です。

夕張では閉山と北海道最大の夕張シューパロダムの建設が重なって、水没する町にはもう誰もいません。炭鉱の町なので国有地だし建物は炭鉱の時に建てたもので価値がなく、他のダムと違って調印をしたら手許に残るものが何もないのです。最後まで残っていた人たちが夕張の町中に引越して小さなアパートに暮らしていました。その時、これだけ日本を支えたエネルギーを作っていた町なのに、この最後の暮らし方って何だろう、これが人の生き方の最後だなんて信じられなかったと思います。

岡山の苦田ダムでは、亡くなられた当時の村長さんにインタビューしたことがあって、自分の住んでいるところがダムになるということを山陽新聞の記事で初めて知ったと言っていました。国と県がタッグを組んで、村長にも知らせず何も公開せず出来上がってしまった。現金を持ってきて判子押してくれたらすぐ渡すなどして「ダム御殿」という言葉にふさわしいような家が建ったが、お年寄りの年金で維持できず出て行き、破綻した家も数多くあって一家心中もありました。

僕がよく行く津軽ダムというところがあります。昔、砂子瀬という集落に越してきた人たちが、結局ダムをかさ上げして青森県最大のダムが出来るので二度目の移転をしなければいけなくなりました。今秋出る予定のおばあさんが一生懸命「どうして私たちが二回もダムの為に変わらなきゃいけないのか、もう一度きちっと考えて欲しい。」と言っていました。本当にそうだと思います。ダムがエネルギーの元であるのなら、僕たちはもっと意識を持たなければいけないと感じていて、ダムで調印するのに苦労している人がいるということを常に意識の中に入れておかねばならないとすごく思いました。

もとさんという一人暮らしのおばあさんがいて、引越しの二週間前に僕が行った時ずうっと他愛のない話をしていて、津軽弁で「本当はな、誰にも言えねえんだけど、実はここにずっと居たいんだ、わしは。」と家族にも心配かけまいと誰にも言わないでいたのに初

九月二日は裁判の傍聴に来て下さい



埼玉でもいよいよ証人尋問!

他都県からはだいぶ遅れてしまいましたが、埼玉でもいよいよ証人尋問が行われます。

原告側証人として、嶋津暉之さん、被告側証人として齋藤弘氏（埼玉県保健医療部生活衛生課副課長）が証言します。

日時

9月2日(水)午前11時～午後5時

さいたま地裁
105法廷にて

予定では、11時から昼休みをはさんで嶋津さんの証言が90分、反対尋問が45分、その後被告側証人の証言が40分、反対尋問が60分、という長丁場です。

この証言で、実際の審理はほぼ終りになりますから、ぜひ皆さまのご参加をお願いします。できれば全部を傍聴して頂きたいと思いますが、ご都合により途中まで、または途中からでも結構です。

シンポジウム -----ダムに負けない村・ 第三弾-----

7月20日(月・祝日) 午後1時～4時半

■群馬県社会福祉総合センター 8階大ホール、(JR新前橋駅より徒歩5分)

*基調講演:「河川行政の転換ーダム予定地の現実に接して 宮本博司さん

*加藤登紀子さんのトークあり*参加費500円(チケットは事務局の大高さんに問合せ下さい)



-----千葉判決の勝利をめざして 7.25集会-----

7月25日(土) 午後3時45分～5時45分

■きぼーる(官民複合施設) 13階 京成千葉中央駅より徒歩5分

*基調講演:「今なお土建・官僚国家、日本を変える市民の環境戦略!」青山貞一さん

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局:さいたま市浦和区北浦和5-15-41-221 大高 方 TEL&FAX:048-831-4891

★ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 <http://yambasaitama.blog38.fc2.com/>

★ハッ場ダム訴 <http://yamba.sakura.ne.jp> ★ハッ場あしたの会 <http://www.yamba-net.org>

めて言いました。「この村ではみんな知ってる。こんな住みやすいところはない。」と話していました。残念なことに息子のところに行ったおばあさんはその後すぐに亡くなられました。僕はその村が好きで、そのおばあさんのところはまだ水没してなくて、なんとなくそこの同じ写真を撮っています。この村でこう言った、こういう風に思ってる人がいた、ということが八ツ場ダムを含めてたぶん何万人もいると思うんですね。

今すごく注目している九州の石木ダム。小さな県営のダムですがハウステンボスの前の工業団地のための計画で、工業団地が中止になったのに計画は変わらず進行しています。昭和57年に機動隊が出る闘争があり、その時親に連れられて来た小学生が今親となり小学生を連れてきています。絶対動かないという13世帯が残っています。僕自身好きなんですね、あの人たちのことを。ダムがどうのこうのというより、あの13世帯の仲間たちが好きで、その人たちが出て行くことを考えた時にやっぱり辛いんですね。それが、僕がダムの村の取材を続けてゆく根本にあって、山と一緒に登って季節のものを食べて、笑って、そういう暮らしをずっと10何年もしてきて、やっぱり基本的にダムを造りたくないという気持ちになるんですね。

もう水の需要とかそういうことを抜きにして、ここを沈めたくない。自分たち若い世代がこのまんまでいいのか?!と思うんです。要するに徳山村みたいに村一個潰しているんです。僕の時代で。今まで僕の先代が何百年とずうっと生きてきたのに、僕の世代で強制的に潰しちゃうんですね。

丸々一個村を沈めるという事が本当に意識としてちゃんと定着しているのかということ、わかりやすい言葉にかえたりして伝えてゆきたい。やっぱり続けていけるのはお年寄りたちから与えられた話だったりします。全国のダムの映像でもう一度ちゃんと作ってみたいと思っています。



*詳細は

「八ツ場ダムをストップさせる埼玉の会」

<http://vambasaitama.blog38.fc2.com/>

6/15の記事を御覧下さい



-----大西暢夫監督の本-----

新刊 徳山村に生きる 一季節の記憶

大西 暢夫 著 / 農山漁村文化協会 発行 / 2009.5 刊

税込価格：¥1,995 (本体：¥1,900)